

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

瀬谷区地域福祉保健計画及び地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画を策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は二ツ橋地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

【具体的取り組み】

- 1 各部門が協働して地域アセスメントにより個別や地域の課題把握を行います。また、区社協とも協力して地域支援計画書を作成し、関係機関とともに課題解決に取り組みます。
- 2 区・区社協・地区社協等の関係機関との連携・協力により、見守り活動等、地域住民が主体的に支えあう仕組みづくりを推進し「共助の層の充実」を目指します。
- 3 福祉活動が活発な地域であるため、事業等を実施する際には地域の方々と協働し進めていくとともに、ボランティアの育成等幅広い地域福祉活動の担い手の育成に取り組みます。
- 4 地域の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、困ったときだけではなく、日頃から相談ができる身近な存在になれるよう、地域の各種定例会議や地域行事へ積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めています。
- 5 通所介護・居宅介護支援・介護予防支援の介護保険事業は、地域の社会資源として地域活動交流部門や地域包括支援センター部門と情報を共有し、地域住民の安心した生活が継続するよう積極的に関わります。

(2) 応募理由

当該地域ケアプラザに応募した理由について、記載してください。

地域ケアプラザは横浜市における地域福祉推進の中核として位置付けられ、また、生活支援体制整備事業の開始に伴い、その重要性は増しています。運営を通じて本会の目指す地域づくりを進めることができるために、引き続き二ツ橋地域ケアプラザの運営を行っていきます。

1 本会理念の実現と地域ケアプラザ設置目的の達成の合致

本会は地域住民や地域活動団体及び施設運営団体により、横浜市の福祉活動がより良いものになるように協議をするために必要な組織として、昭和 26 年に任意団体として設立された団体ですが、地域の福祉活動の活性化については設立当初からの使命です。

前述の通り、本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」ことであり、社会福祉法に位置づけられた地域福祉を推進するための中核となる団体です。地域でのボランティア活動の推進・支援をはじめ、地域住民と共に地域福祉の推進に取り組むことを目指しています。地域ケアプラザの設置目的である市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供することと本会の理念および事業目的は合致します。

2 地域福祉保健計画における地域ケアプラザ業務の捉え方

本会は、市計画を横浜市と協働で策定し推進しています。地域ケアプラザを「地域の保健福祉の拠点」として捉え、「地域福祉保健活動推進のための基盤づくり」「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」「幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進」という市計画の推進の柱に基づき施設運営にあたります。

3 市内地域ケアプラザの牽引役としての役割

本会は数多くの地域ケアプラザを運営する法人として、市内地域ケアプラザの牽引役としての役割を担っています。区内地域ケアプラザについても、必要な情報等を提供しながら地域ケアプラザ全体の底上げを担います。

4 地区別計画の推進役としての役割

地区支援チームの一員として、区役所、区社協と連携し地区別計画を推進するため、計画の方向性に基づき、地域に対して事業の企画や計画を立案し実行することで、地域福祉の推進を図ります。

(3) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

二ツ橋地域ケアプラザエリアの各地区では、連合自治会、地区社協、民児協をはじめ、多くの方々による地域福祉活動が活発に行なわれています。また、各地区では、連合自治会、地区社協、民児協が三位一体となり、第3期地域福祉保健計画の振り返りと第4期地域福祉保健計画の策定を行っています。

1 三ツ境地区

地域福祉保健計画を実施する母体として「三ツ境地区住みよいまちづくり委員会」があります。住民からの信頼が厚い連合会長の基に地域活動に意欲的に取組むメンバーを中心に役員会が開催されています。ボランティアグループの「三ツ境サポートーズ」も軌道に乗り、子どもの居場所も立ち上がり、世話焼きな文化が地域のつながりを育んでいます。一方、連合未加入の自治会が1自治会あることや、単位自治会の会長の約半数が1年で交代する体制であり、駅前の単身世帯の高齢化や空き家の増加が課題となっています。ケアプラザは区役所、区社協とともに役員会等に出席し後方支援を行っていきます。具体的には、地域支援を学ぶ「せやまるタウンカレッジ」を卒業した方や、「ケアプラデビュー講座」に参加した方々に「地域活動フォローアップ講座」を開催し、地域の担い手作りを進めます。住民が意欲的に地域活動に取組めるよう地域の魅力を伝え、情報発信や「空き家活用研修会」等を開催していきます。

2 宮沢地区

全自治会町内会館で念願だったサロン等が立ち上がり活気に溢れています。既存の地域活動に介護予防の取組みが取り入れられるよう働きかけを行っています。

また、宮沢地区と下瀬谷地区の主任児童委員を中心にこども食堂「ラッキー」が発足しました。現在、子どもだけでなくひとり暮らし高齢者も参加するなど活動の幅を広げています。

「ラッキー」に通う課題を抱えている児童の情報など、必要に応じて情報共有していきます。

縦長の地形で交通の便が悪く、買い物ができる商店も少ないことが住民の課題となっているため「宮沢まちづくり推進委員会」で検討を重ねています。令和元年度に区役所や区社協と連携・調整し、地域づくり塾のコーディネーターと共に住民主体による全戸向けのアンケートを実施し同様の結果を得ました。その結果をふまえて、移動販売等の実施に向けて関連機関との調整を行っていきます。

3 瀬谷第四地区

「第4地区のきずな」（防災組織と日常の見守り体制づくり）の取組みを通じて、連合・地区社協の連携が進んでいます。また、地域づくり塾の対象地区となり、地区社協が中心となって、小学生を対象とした「よんたくん広場」や「よんたくん倶楽部」等の新たな地域活動も始まり、それぞれが活き活きと取り組んでいます。

高齢化が進み、役員の選出が困難になっている単位町内会もあり、若い世代の担い手の発掘が課題となっています。二ツ橋第二地域ケアプラザや区社協と協力しサロン等に出席して顔の見える関係を作り、個別課題に丁寧に対応し地域課題の解決へつなげていきます。

(4) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

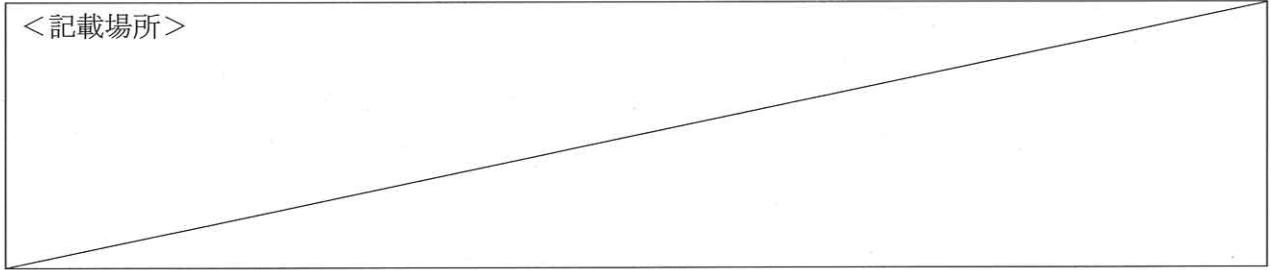
- 1 連合自治会、民児協、地区社協の定例会や、地域のサロン・ボランティア活動に担当職員が参加するなどして、ケアプラザの事業や福祉保健情報等を発信します。地域との関わりから得た情報や支援内容を地区支援チーム会議や地区支援会議において、区役所各課と共有します。
- 2 区役所をはじめとした区内地域ケアプラザとの共催事業（からだまるごと健康フェア・せいやカローリング交流会等）をスポーツセンターやコミュニティ・スクールと協働しながら実施します。
- 3 子育て関係のネットワークでは、子育て応援ネットワークの二ツ橋・二ツ橋第二ブロック会議を活用し、子育て支援拠点や子育て関係団体とともにネットワークの拡充に努め、地域の子育てを支援していきます。
- 4 せやまんまるねっと（瀬谷区自立支援協議会）に参加し、地域活動ホーム、作業所、区社協などとの情報交換に努め、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指します。

(5) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

（阿久和地域ケアプラザ、中屋敷地域ケアプラザ、ニツ橋第二地域ケアプラザのみ）

<記載場所>



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」ことです。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心にして事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助け合い活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、ウィーリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィーリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援

（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況と言えます。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を隨時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策、職員の継続的な配置等の計画について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で数多くの福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人のスケールメリットを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めています。

（非常勤職員は、ハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募し、採用します。地域に身近な雇用創出の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、非常勤職員には地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってもらいます。）

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「業務確認シート」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

- (1) 実務研修
 - 介護保険基礎研修、地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
 - 介護予防支援研修、地域活動交流コーディネーター研修
 - 2層生活支援コーディネーター研修、サブコ・コミスタ研修 等
- (2) 職場研修
 - 身体拘束・虐待防止研修、認知症ケア研修、感染症対応研修、接遇マナー研修
 - 事故予防研修 等
- (3) 基幹研修
 - 人権研修、コンプライアンス研修
 - 階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
 - 地域福祉実践力向上研修、コミュニティソーシャルワーク研修
 - 法人全体研修 等
- (4) 課題別研修
 - 苦情解決研修、権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアアプロザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行ってまいります。



【具体的な取り組み】

二ツ橋地域ケアアプロザは平成3年開所、28年目を迎えました。経年劣化による老朽化はありますが、平成30年度には全館LED化・エレベーター改修工事などを実施しました。今後も引き続き、安全で使いやすい施設運営を努めます。

1 施設・清掃

- (1) わかりやすい案内掲示、定期的な設備保守管理により安全で快適な施設運営に努めます。
- (2) 日常清掃や定期清掃により、施設を清潔に保持します。
- (3) 施設内の通路をはじめ各部屋、トイレ、洗面所等、誰もが使いやすいよう整理整頓を励行します。また、施設内案内図、施設の機能やサービス内容を見やすく、わかりやすく表示します。

【二ツ橋地域ケアアプロザ全景】

2 設備の保守

- (1) 設備の日常的な保守・点検については、故障等より利用者の皆様に迷惑が掛からないように、12条点検項目や消防法の規定等に基づき委託事業者による、定期的な整備・点検を行っています。
- (2) 主な業務は、設備管理・一般清掃、自家用電気工作物、エレベーター、自動ドア、空調機、中央管制装置制御機器、機械警備、消防設備等の点検保守

※年間10件以上の修繕対応をしています。

※過去の主な修繕実績状況

- 平成28年度 多目的ホール 食器棚交換工事
- 平成29年度 階段雨漏り修繕
- 平成30年度 火災受信器交換工事、浴室天井修繕

3 警備業務

- (1) 夜間や休日の管理業務は、専門業者に委託しています。
- (2) 利用者の安全第一を考え、危機管理マニュアルを整備して職員の迅速な対応ができる体制をとっています。
- (3) 施設内外を安全に保つために、適宜、巡回します。

4 修繕計画

- (1) 調理室のシンクまわりの扉（令和2年度実施予定）
- (2) 階段の壁紙（令和2年度実施予定）
- (3) その都度、小破修繕等、必要な修繕を行っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ヒヤリハットや市内各施設の事故事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。利用者等の急な病気、けが等に対応できるように、対応マニュアルやAEDを整備するとともに全職員に対して習熟研修を定期的に実施します。あわせて、近隣の医療機関と連携を進めます。

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し定期的に更新します。福祉避難所の開設訓練の実施を計画的に開催し、地域の方々とも協力して実施していきます。発災時を想定して、定期的に収集訓練を実地していきます。福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行っていきます。

また、安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、地区民生委員の方々と情報共有を行っていきます。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

【基本的考え方】

地域での「まちづくり推進委員会」等の定期的な会議に参加し、必要な支援を積極的に把握していきます。地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

【具体的な取り組み】

防災・消火・避難訓練等を年2回実施します。

緊急対応マニュアルに基づき、休日を含め毎日対応できるように役割分担や緊急連絡網を作成し迅速に対応します。

日頃から地域と顔の見える関係を築き、防災拠点との情報交換が行えるよう協力体制を整えています。

災害時要援護者が住所を把握し、「要援護者名簿」を更新していきます。

ハザードマップを全職員が見える場所に掲載し、風水害が想定される場所を職員間で共有できた箇所には赤字で印をつけ、随時更新します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザが横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

【具体的な取り組み】

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所の紹介の際は、複数の事業者の情報を伝え、相談者が選択でき、不利益が生じないよう情報提供することに努めています。

また、情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、情報収集に努めるとともに常に所内で情報共有や相談をしています。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供が出来るよう、ハートページを活用して、特定の事業所に情報が偏らないようにしています。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取り組みとして、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋げます。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1 利用者アンケートの実施

各部門で年1回利用者アンケートを実施して、アンケート結果を基に改善計画を立て改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。

2 施設利用者からの意見収集について

館内にご意見箱を設置して、施設を利用される方々からの意見を受けられる体制を整えています。ご意見をいただいた場合には速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し、全職員が一体となって業務の改善に取り組んで行きます。法人のホームページでもご意見を伺つていきます。



3 苦情への対応

苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして、苦情解決を位置づけサービスや事業の質の向上につなげます。「苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えています。受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。

4 法人内の事例の共有について

法人運営の施設で発生した苦情対応事例について、本会の館長・所長会議で情報共有を行っています。また、法人内の事例についても半期毎に報告を行い、各施設・部署で同様の苦情が発生しないように業務改善につなげていきます。

5 運営協議会の開催

運営協議会を年2回以上開催し、地域の運営委員の方々よりご意見をいただき、施設の運営・事業へ反映していきます。

6 具体的な意見の取り入れ方について

日頃の相談中に頂くご意見、ボランティア交流会や貸館登録団体連絡会、また、デイサービス利用者やそのご家族へのヒヤリング、講座参加者へのアンケートにより意見収集を行い、業務へ反映していきます。今後も積極的に地域の方々の意見を取り入れていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について、本会ホームページでの掲載や冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。また、情報開示については、本会の「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」に基づき対応します。

人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

【具体的な取り組み】

1 職員の意識啓発

個人情報の取扱い、人権およびプライバシーへの配慮について、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。また、本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修等に参加し、伝達研修により職員全体の意識向上に取り組みます。

2 個人情報取扱基準に基づいた作業の継続

(1) 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出し禁止また机上放置をしません。契約書等の外部持ち出しが不可欠な場合は、上司の許可を得て書類持ち出し管理簿により確実に管理し、訪問先から直接帰宅しない、自転車の荷物カゴへは盗難防止カバーをかぶせる等、細心の配慮に努めます。また、書類送付時は原則として、直接持参または郵送で対応し、誤りがないよう複数の職員で確認します。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

(2) パソコンのパスワード設定

パソコンは起動時やスクリーンセーバーからの復帰の際は、パスワードを入力しないと使用できないように設定しています。パソコン本体もセキュリティワイヤーでデスクに固定しています。なお、パスワードについては毎月変更しています。

(3) 個人情報の回覧

個人情報に係る文書回覧については、内部が見えないケースに入れて回覧を行い、回覧後は施錠管理を徹底します。

(4) 守秘義務の徹底

守秘義務については全職員はもとより、ボランティア等事業に携わる者すべてに施設で作成したマニュアルを配布・説明して、個人情報に対しての意識の統一を図ります。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

ゴミの少量化・分別・リサイクルへの取組（ヨコハマ 3 R 夢）を進めるため、ゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は 28 度、冬は 20 度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に 100 万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注しています。また、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり広報誌やチラシ等、様々な媒体を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

【具体的な取り組み】

福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、会場予約状況表を掲示して、来館者に

わかりやすい貸館の最新の空き情報の掲示を引き続き、行っています。

また、各時間帯、各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、貸館についての周知を行い、部屋の設備や特徴などをお伝えし、貸出備品などの情報提供を継続して行っています。

年に1回以上広報紙で貸館についての記事を掲載する他、自主事業を周知する際に、合わせて貸館利用についてもお知らせします。

年に1回程度、貸館利用団体懇談会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつなげるようなコーディネートを引き続き、行っています。



《会場予約状況表》



マスコットキャラクター
ふたちゃん

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

【基本的な考え方】

「断らない相談支援」を目指し、ニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応できるように、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係作りを行うことで、対象者への情報提供や対応を速やかに行います。「5職種カード」を配布し、身近な相談窓口として周知します。

アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

【具体的な取り組み】

1 窓口及び電話等で寄せられる個別の相談

窓口や電話等での個別相談には、お待たせすることなく対応できるよう窓口当番を決めて相談対応しています。

2 地域の身近な相談窓口として

高齢者、子ども、障害児・者及び生活困窮者、ひきこもり等分野を問わず、まずは身近な相談者として受け止めます。

高齢者に関する相談は地域包括支援センター業務を通じて具体的な支援につなげていきます。

3 受け止めた相談については、区役所や専門機関等へつなぐとともに、地域ケアプラザの強みを生かして、地域の活動団体や地域ケアプラザの自主事業等につなぐ等、地域住民とともに解決方法を考えていきます。

4 地域ケアプラザの自主事業の他、地域の高齢者サロンや子育てサロン、高齢者食事会、体操教室等の利用者に対して、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが連携しながら相談窓口の周知を行います。

5 解決困難な生活課題を抱えていても自らSOSを出せない住民について、近隣者や自治会町内会関係者、民生委員児童委員等が困っていることについて気付いた際に、断片的でも対象者に関するエピソード等を早い段階から地域ケアプラザに情報を伝えてもらえるような関係づくりに努めます。

6 子育てサロンの中で気になる方と支援者への橋渡しや、虐待が疑われる方の把握など、子育て世代にとっても気軽に相談できる場所として周知していきます。

7 子どもや障害者分野、生活困窮、ひきこもりなど多岐に渡る相談に対してもより一層の連携が図れるように、各関係機関主催の会議（せやまんまるねっと、子育て応援ネットワーク生活困窮者自立支援制度支援調整会議等）に適宜、出席して顔の見える関係づくりを進めます。



《5職種カード》



ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間（5職種）や関連施設との情報共有及び話し合う場、円滑かつ効果的な運営に対する考え方を記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係作りに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

【具体的な取り組み】

1 5職種連携

所内においては常勤職員会議の他、各部門会議、5職種会議を毎月実施しています。また、区と区社協とともに毎月ケアカンファを行い、支援が必要な地域住民について共有するとともに各職種の役割を生かした支援をしていきます。

2 近隣施設との連携

瀬谷スポーツセンターとは介護予防事業や地域連携事業などでカローリング交流会で共催しております、区社協、区内地域ケアプラザとともに協力して高齢者情報の共有などを行っていきます。

また、区主催の施設ネットワーク会議に参加し、各施設について互いに学び、情報共有に努めます。年間事業を共有し、互いの事業に役立てていきます。南瀬谷小学校コミュニティ・スクールと区内地域ケアプラザと連携し、地域住民が身近な場所で音楽を楽しめる場の提供を行います。

3 地域密着型サービスとの連携

担当圏域内にある地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議への参加等を通じ、各施設職員や自治会長、民生委員と情報交換等を行いながら、地域包括ケアシステムの実現にむけて連携を強化していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

【基本的な考え方】

区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化など)を支援・協働していきます。

【具体的な取り組み】

1 顔の見える関係づくりの推進

日頃から相談できる身近な存在になれるよう、地域での行事やサロン、シルバークラブ(老人会)、商店・コンビニ等へ出向いて、地域ケアプラザの役割を周知し、積極的に顔の見える関係づくりを進めます。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有をするため、5部門が連携し、地域課題の把握や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めています。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

区社協と市社協との連携を深め、身近な地域での自助・共助・公助、それぞれの大切さ、連携の必要性を発信しながら、地域の支え合い活動の推進に取り組みます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

【基本的考え方】

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（幸せが実感できる瀬谷づくり）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

【具体的な取り組み】

1 子ども・青少年の育成

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

身近な地域での仲間づくり地域の子育て力を高められるよう、自主事業としての未就園児を対象とした子育てサロン「ほしの子サロン」や講座の開催、住民主体の子育てサロンの後方支援を行います。

(2) 「鳩の森愛の詩瀬谷保育園」「瀬谷第2保育園」との連携推進

自主事業としての子育てサロンへの講師協力や保育園と高齢者サロンとの交流を行うとともに保育園との共催事業を行います。

(3) 小学生の放課後の居場所づくり

三ツ境地区ならびに宮沢地区で行われている住民主体の居場所づくりの支援を地区支援チームとともにに行います。

2 健康増進・福祉の充実

(1) みんなで進める健康せや

ウォーキングや食育の推進等、区民の健康づくりの支援、啓発等の取組を進めます。

(2) 地域福祉保健計画の推進

第4期瀬谷区地域福祉保健計画推進にあたり、地域包括ケアシステムの構築、生活支援体制整備事業の目的も進めながら地区別計画推進に向けた取り組みを進めます。また、地域での取組みが推進されるよう、瀬谷区地域福祉保健計画の事務局として後方支援や地区別計画の支援に努めます。

(3) 高齢者福祉の推進

「見守りキーholder」を通して、地域住民への周知を図り、高齢者が安心して外出できる体制づくりを進めます。また、高齢者SOSネットワークの取り組みを区役所ならびに区内地域包括支援センター等と連携しながら対応していきます。

(4) 障害者福祉の推進

貸館を利用する様々な障害者団体に対し、障害の状況に応じた合理的配慮を行い、活動しやすい環境を整えていきます。また、地域の障害への理解を進めていくために住民向けに障害者理解講座を行います。

3 安全・安心のまちづくり

(1) 防災・減災に向けた災害対策

地震や水害に備え、区役所や地域と連携し、防災・減災対策を進めるとともに、地域防災拠点訓練等へ参加し、自助、共助に向けた取組を区役所等の関係機関とともに支援していきます。

4 魅力の創出・区民協働の推進

(1) 瀬谷区読書施設に登録し、瀬谷区読書イベントカレンダーの作成に協力します。

(2) 「ふたちゃん文庫」を設置し、絵本や育児書の貸出を通して子育て世代を支援します。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

瀬谷区地域福祉保健計画の全域計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

【基本的な考え方】

第4期瀬谷区地域福祉保健計画における地区別計画の地区支援チームの一員として、区社協とともに計画の推進に積極的に参加・協力する姿勢で取り組みます。また、区運営方針の1つでもあることから、各関係機関との協働で進めます。

【具体的な取り組み】

- 1 地区別計画推進母体の定例会議に地区支援チームが毎回、参加し、計画推進における進捗状況を把握していきます。把握した状況や課題等について、5職種会議で共有・検討を行い、地域ケアプラザとしての情報提供や助言に活かしていきます。
- 2 第3期全域計画でのふりかえりを踏まえ、住民、事業者等との日常的なコミュニケーションの中からも地域課題を探り、第4期計画が「暮らしやすいまちづくりの計画」として、住民視点での取り組みとなるよう支援していきます。
- 3 地域福祉保健計画推進シンポジウムや策定懇談会に参加し、各推進母体を支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域に設置された施設という利点を活かし、自主事業を通じて福祉保健活動の開発や実施、新たな地域の福祉課題に対する取組を地域の実情や地域のニーズに合わせて行います。また、区社協・関係機関との協働により、子ども・子育て・障害者支援に係る事業についても実施します。

そこで生活する誰もが安心して生活できる地域になるよう、幅広い地域福祉活動の促進を地域活動交流部門と生活支援体制整備事業、地域包括支援センター部門が協働で取り組みます。

【具体的な取り組み】

1 高齢者分野

高齢者サロンを毎月開催し、介護保険サービス等の利用に積極的ではない要支援の方などに周知し、地域包括支援センターと連携し、個人の健康状態を把握するよう努めます。また、継続的に実施することで健康状態の変化を把握ができるため、相談・支援につなげる機会として継続していきます。

2 子ども分野

未就園児の家族が集まる子育てサロンを開催し、集団生活をする前の子育て世代を支援します。長期的に開催しているため、当時のサロン参加者が支援者側として参加することや、参加児童がその後の福祉教育やボランティア活動とつながり、福祉の道へ進んでくれることを目指し、啓発活動の一環としても開催していきます。

0歳時から小学生の世帯に対し、子育て支援の講座を実施していきます。必要に応じて子育ての悩みなどを把握した場合、区役所こども家庭支援課等と連携して見守り、子育ての不安がやわらぐよう支援していきます。

父親の育児参加が求められる中、地域の中で横につながるきっかけづくりの講座や家族支援の事業を行い、地域参加が難しい世代の男性が地域とつながるきっかけの場を提供します。

3 障害者等分野

障害のある地域住民が孤立することなく地域の中で自分らしく暮らすために、障害理解の啓発に努めるとともに地域の中で安心して暮らせるよう関係づくりの支援を行います。

障害のある方の参加を呼び掛ける「さとまつり」に事務局として参加し、当日の運営を担うとともに聴導犬や盲導犬を通して障害理解を支援します。

障害のある高校生が卒業後地域とつながるきっかけの場として、障害者余暇支援事業を引き続き開催します。当事者が地域のボランティアや担い手と繋がることで顔の見える関係づくりや地域住民の障害理解に繋がるように取り組みます。

地域作業所の自主製品のクッキー等を地域ケアプラザの講座や運営協議会にて提供し、事業所のPRを引き続き行っています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

【基本的な考え方】

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いたいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

【具体的な取り組み】

- 1 福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き掲示していきます。
- 2 利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めています。結果と改善については利用者団体の懇談会などでお伝えする他、室内にアンケート結果を表示していきます。
- 3 来館者に活動を紹介できるよう、新規参加が可能な団体の紹介を掲示板などで紹介していきます。
- 4 経年劣化や故障などで不備のある備品を更新し、安全な利用につなげます。
- 5 貸館利用について年1回以上、広報紙等で周知していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていきます。

【具体的な取り組み】

- 1 ボランティアデビュー講座を毎年実施し、ボランティア活動へ繋ぎます。
- 2 シニアボランティア講座を今後も継続的に実施し、シニア層の福祉啓発に努めます。
- 3 小学校や高校にボランティア募集のチラシを配布し、区社協のボランティアセンターと連携し、学生ボランティアを育成していきます。特にボランティア活動に継続的に参加した高校生が福祉学部に進学するなど福祉啓発につながる指導を行っていきます。ボランティア活動を通じて福祉教育になるよう今後も受け入れを継続します。
- 4 音楽ボランティアや手品、手芸など様々な特技を生かしてボランティア活動ができるよう活動場所を考えながらコーディネートしていきます。普段の会話やヒヤリングからボランティアの特性を考えながら活動の場所へ繋げていきます。
- 5 男のボランティア「となり組」の活動に関するコーディネートを引き続き行っています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けた取組を行います。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などの開催により、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- 1 貸館利用団体懇談会やボランティア交流会を開催していきます。
- 2 広報紙やホームページ、事務所の窓を利用したパネル展示など、様々な媒体を活用し、情報提供していきます。
- 3 広報紙やチラシなどの発行物は、文字の大きさや色を統一し、情報が伝わりやすく、効果的な情報発信に努めます。
- 4 福祉関係機関・事業所の他、身近な商店・銀行・医院などに地域ケアプラザの各種広報紙やチラシを引き続き配架していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

【具体的な取り組み】

- 1 地域のサロンや老人会、会議等の様々な場に出向き、地域ニーズを収集します。
- 2 これまで把握していた地域資源の状況の確認や地域ケアプラザとして把握していなかつたことや新たな領域の情報を含め、高齢者の暮らしを支える多様な活動を調査・ヒヤリングし、活用できるよう努めます。
- 3 5職種や区社協、区役所と連携し地域の状況、団体の地域アセスメントに取組み、ニーズの把握に努めます。また5職種が輪番で関わっているサロンや昼食会など地域にアプローチした内容を地域支援記録に記録するとともに、5職種ミーティングや地域ケアカンファ、地域ケア会議などで定期的に最新の情報を共有し、地域ニーズや資源の分析を行います。
- 4 地域包括支援センターで把握している個別ケースから個人の困りごとを把握に努め、個別課題から地域課題を探っていきます。
- 5 既存の地域活動支援やノウハウをベースに、地区社協や各種団体などの地域団体を始めとする多様な主体へ生活支援体制に関する情報提供をし、地域に応じた働きかけを行います。
- 6 瀬谷区生活支援コーディネーター連絡会と連携し、瀬谷区の資源情報リストを作成・更新します。これまで活用されてきた「瀬谷区インフォーマルマップ」や「瀬谷区体操マップ」の情報を区内各エリアの資源の活動状況を確認し、更新します。
- 7 宮沢地区・三ツ境地区の地域活動カレンダーを四半期毎に作成し、インフォーマルサービスの情報提供に活用するほか予防プランやケアプランに位置付けることを目指します。



イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

【具体的な取り組み】

- 1 区社協や区役所の支援ツールの活用など、それぞれの機関の特徴を活かし一体的に関わることで民間企業やNPO法人等と子育てや高齢者など全世代を対象にした横浜型地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- 2 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが求められており、その地域の一員として社会福祉法人の強みを活かして、取り組みが進められるようエリア内の社会福祉法人等を把握し、顔の見える関係を築き、ネットワーク構築を図り、地域課題の解決につなげます。
- 3 地域ケアプラザの強みを活かし、個別ケースの情報収集を行い、移動販売等の個人の生活に密着した社会資源の情報を把握し、マップ化等分析に努めます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置付け、運営していきます。

【具体的な取り組み】

- 1 5年、10年後の地域状況を踏まえ、区社協や区役所の地区担当や地区支援チームと協働し、各圏域レベルの団体、事業所、関係機関のネットワークを構築します。
- 2 ケアプラザの担当する地域では各地区的地域福祉保健計画を推進する母体（①三ツ境地区住みよいまちづくり推進員会②宮沢まちづくり推進員会）があるため、各地区的地域福祉保健計画で掲げられている項目の推進をともに進めていきます。地区内の課題に対してプロジェクトを立ち上げ、新たな居場所づくりの検討を行います。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切に支援します。また、地域・保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに地域の活動等につなげたり、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

【具体的な取り組み】

- 1 「支え合いのまちづくり」創出のために、支えられる側の人が支える側として活躍できる活動に参加し地域での役割を担うことで、その人の介護予防につながる取組を進めます。
- 2 地域につながり、地域で支え合う活動の基盤となる地域サロン等、高齢者が参加できる居場所を支援します。
- 3 既存のサロンや昼食会に輪番で参加することにより担い手と顔の見える関係を築き、既存のサロンの継続・発展に取り組みます。
- 4 地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や、見守りの仕組みづくりを進めます。
- 5 地域活動交流や地域包括支援センターと協働し、担い手育成、発掘につながる講座など「地元でボランティアデビュー講座」を実施します。また、地域の銀行コンビニ等に働きかけケアプラザのパンフレット等の配架を依頼し広く情報の発信に努めます。



(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

【具体的な取り組み】

1 ワンストップサービスとしての総合相談窓口

地域包括支援センターへ相談することで、あらゆるサービスの調整までが可能になると「ワンストップサービス」の相談窓口としての役割を十分認識し、総合相談を受けるための体制を整えて相談業務にあたります。相談者に対して適切に情報提供等ができるよう、地域の社会資源や地域のネットワークを把握し、情報管理に努めます。

2 地域へのアウトリーチ、相談窓口に関する周知

地域包括支援センターへの理解が深まるよう、地区民児協等の地域の会合への出席や関係機関への訪問を通じて、身近な地域の相談窓口であることの周知を行います。地域の関連団体や関係機関との情報交換等を通じて、支援チームが機能するようネットワーク構築に取り組みます。

3 専門職間ならびに区役所との連携

地域包括支援センター3職種が連携して地域住民が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくための支援を総合的に行います。支援策を検討するにあたり、職員間における日常的な情報共有に加え、区役所とのケア会議や職場内での定例ミーティングを活用し、多角的な視点で方向性を確認します。日頃の相談内容の傾向等を共有し、個別ケース地域ケア会議のケースとして検討する等して、個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の解決に向けた取り組みにつなげていきます。

また、相談件数の増加に加え、複雑かつ多様化した相談に対しても適切な支援が行えるよう、区役所をはじめ、地域の関係機関と連携して相談機能を充実させていきます。

地域包括支援センターは地域の身近な相談窓口です。

いつまでも元気に！介護予防を進めます。

住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう介護予防や健康づくりなどに取り組みます。



主任ケアマネジャー



保健師・看護師



社会福祉士

様々な問題について相談に応じます。

介護保険の他にも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談をお受けし、必要なサービスや機関に繋げます。

高齢者の皆様の権利を守ります。

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売等による消費者の被害の防止などに取り組みます。

地域のつながりを強めます。

地域の高齢者の支援体制を整えるために、関係機関相互のネットワークづくりに取り組みます

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 認知症サポーターキャラバンの推進

認知症に関する正しい知識の普及を目的として、地域住民やエリア内の小中学校をはじめ、認知症の人と接する機会の多い企業や関係機関等に対し、「認知症キャラバンメイト」とともに認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民等への認知症に関する理解を広めます。

また、地域の認知症サポーターが様々な場面で活躍してもらえる地域づくりを進めます。



【横浜市のシンボルマーク】

2 介護者支援の充実

認知症の人や家族の視点を重視しながら、介護者の悩みの共有等ができる場として、介護者のつどいを定期的に開催します。

また、区内各地域ケアプラザで実施している介護者の会や区内複数の介護事業所でスタッフによる介護者を支援している団体等と連携を図り、介護者を地域全体で支えることができる地域づくりを目指します。



【介護者のつどい】

3 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄れ、情報交換や相談を通じ、孤立予防や介護者の負担軽減等を目的とした「集いの場（認知症カフェ等）」の立ち上げ支援を住民やボランティア、介護保険事業者等とともに取り組みます。

4 認知症医療連携

瀬谷区における認知症に関する現状や課題を踏まえ、認知症の方の早期発見・早期受診につなげられるよう、一般のかかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、区役所等との連携を推進します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 地域における権利擁護の周知・啓発

地域包括支援センターが権利擁護の身近な相談窓口であることを地域の自治会町内会の会合や民児協、地域の食事会、サロン等の場に出向き、周知を行います。また、成年後見制度や身元保証等の基礎知識に関する講座を行っていきます。

2 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度をはじめとした権利擁護に関して、区役所やケアマネジャー等、専門機関による事例検討などを行っていきます。また、成年後見制度の利用促進に向け、瀬谷区における地域連携ネットワークの構築がスムーズに行われるよう、区役所、区社協あんしんセンター等とともに取り組みます。

3 高齢者虐待防止

区役所や区社協と毎月実施している定例ケア会議での情報共有を行っていく他、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで虐待の早期発見、早期対応、未然防止を目指します。

また、区役所、区内地域包括支援センターとの協働で、チームアプローチが効果的に機能するよう高齢者虐待防止研修等を実施し、支援体制の構築を進めます。

4 消費者被害等の防止

急増している高齢者の消費者被害への対応や未然に防止するため、住民主体の見守り活動との連携を強化します。また、広報紙「かがやき」で最新の情報を掲載するとともに地域のサロン等へ出向き、注意喚起を行っていきます。その他、消費者被害の適切かつ早期の解決を目指し、横浜市消費生活総合センターとの連携も強化していきます。

5 本人の自己決定支援

人生のいざという時に備えて、自分の意思を書き残しておけるようエンディングノート書き方講座を開催します。また、エンディングノートを記入する上で、自分の人生における大切な価値観や自分自身の在り方を改めて考えられるよう、人生会議（ACP）の一環として「もしバナゲーム」を行っていきます。



【エンディングノート書き方講座】



【シニアライフ講座】

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 ケアマネジャーのケアマネジメントの実践を支援するため、地域向けの出前講座等の機会を通じて、地域包括支援センター3職種が連携しながら各種制度やサービス、ケアマネジャーの役割、介護予防に関する普及啓発を行います。
- 2 ケアマネジャーが個別のケアマネジメントに活用できるよう、地域のインフォーマル資源をまとめた「瀬谷区福祉マップ」等の情報を提供していきます。
- 3 民生委員児童委員とケアマネジャーの交流の場を設けるなど、地域住民と福祉・医療の専門職をつなげ、スムーズに連携が取れるよう支援していきます。
- 4 新任ケアマネジャー等に対し、アセスメントや制度活用の理解等を実践的に学ぶ場を提供します。提供するにあたり、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーと協働して取り組む環境づくりを進めます。
- 5 ケアマネジャーの育成支援等を通じ、居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー同士の連携推進を目指します。



【 民生委員児童委員とケアマネジャーとの交流会 】



【新任ケアマネジャー研修】

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

- 1 瀬谷区在宅高齢者サポートネットワーク(多職種連携連絡会)や瀬谷区在宅医療相談室等と連携し、ケアマネジャーに対して医療に関する情報提供やケアプラン作成に必要な医療知識を習得するための研修会を実施します。

また、多職種連携を目的とした勉強会等を開催し、医療と介護が連携したケアマネジメントが実践できるよう支援していきます。



【医療知識の勉強会】

2 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発

人生の最終段階における医療にかかる医療・介護関係者向けのスキルアップの方法等、住民が人生の最終段階を安心して過ごすことができる体制づくりについて、瀬谷区在宅医療相談室や瀬谷ケアネット等、関係機関と協働しながら検討していきます。

才 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別ケース地域ケア会議の結果を自治会や民児協等の機関と成果の共有を行い、地域課題の把握と分析をしていきます。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進していきます。

【具体的な取り組み】

- 1 日頃の相談内容の傾向や自主事業を通じて感じている課題等を地域ケアプラザ5職種や必要に応じて介護保険事業所等と共有し、共通する課題と考えらえる内容を抽出・整理する等、検討します。
- 2 地区概況シート等の量的データの傾向も踏まえ、ケース選定や対象地区等、重点取り組みの内容やテーマを決定します。
- 3 地域ケア会議で見いだされた課題を地区別計画推進母体や民児協等と共有し、区役所、区社協とも連携し、課題解決に向けた取り組みにつなげていきます。

【地域ケア会議開催の様子】



【個別ケース地域ケア会議】



【包括エリア地域ケア会議】

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

【基本的な考え方】

適正なケアプラン作成のため、プラン作成者の資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないよう幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作りを心がけます。

【具体的な取り組み】

1 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援していきます。また、利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援していきます。

2 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼しています。また、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供していきます。また、介護保険の制度以外の地域のインフォーマル資源を随時、居宅介護支援事業所へ研修等で周知していきます。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成していきます。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集し、分析するとともに包括的支援事業で活かしていきます。

【法人内研修】



【介護予防支援基礎研修】



【介護予防支援フォローアップ研修】

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけを作ります。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるよう支援します。



【具体的な取り組み】

1 健康寿命の延伸を目指した取り組みの充実

地域のサロンやシルバークラブ（老人会）に出向き、フレイブル予防や認知症予防等の普及・啓発を継続的に行います。また、広報紙「かがやき」や出前講座等も通じて介護予防・健康づくりの必要性について、広く普及・啓発を進めていきます。

2 元気づくりステーション事業

地区診断をもとに各地域における必要な介護予防の取り組みと仲間づくりを目的とした元気づくりステーションの立ち上げ支援、既存の元気づくりステーションの後方支援を行います。

また、地域で介護予防に取り組むボランティアグループ「虹の架け橋」が今後も意欲的に取り組めるよう支援し、地域全体での介護予防・健康づくりに取り組みます。



3 担い手・人材の発掘

ボランティア活動の担い手の高齢化・固定化により、活動の継続が難しくなっていくことが考えられるため、次世代の発掘・育成に向けた講座を開催していきます。



【元気づくりステーション】



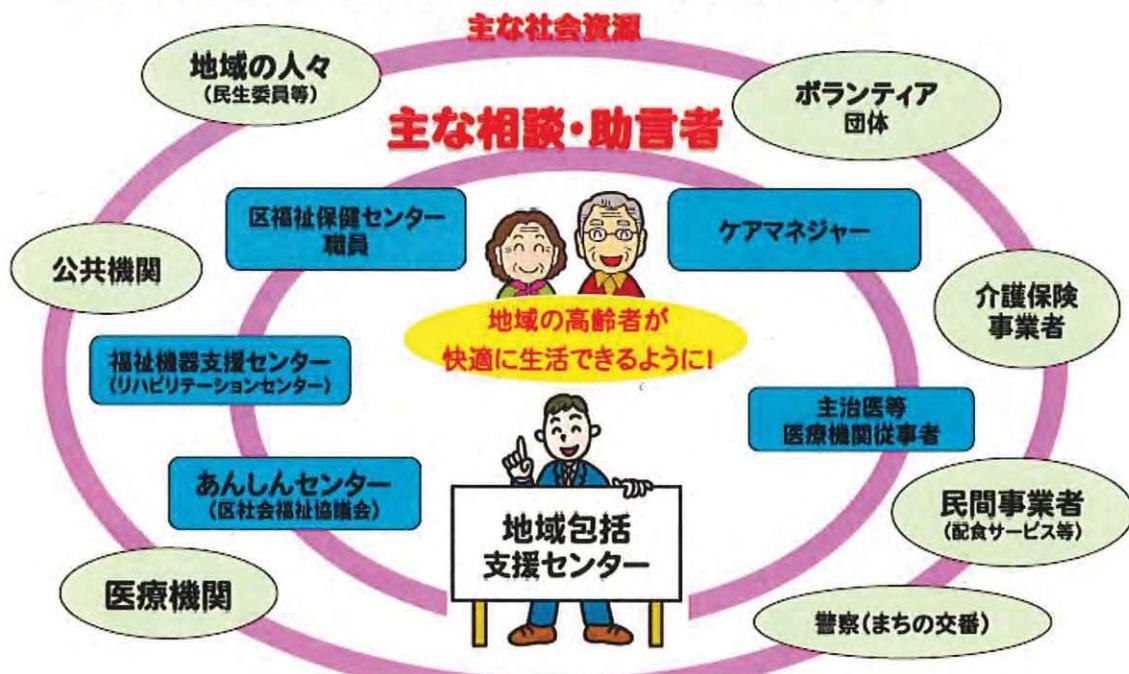
【 GOGO健康づくり教室 】

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括支援センター 3 職種の専門知識や技能を活かし、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めた各職種が持つネットワークを 5 職種で共有し、その後、各々が関係性を構築していくことで地域ケアプラザとして基盤となるネットワークが強固になるよう進めていきます。これらのネットワークを基盤とし、スムーズに支援チームが結成され、適時に機能する支援体制の構築を目指します。

地域の高齢者を取り巻く環境（イメージ）



(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

【基本的な考え方】

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うとともに、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

【具体的な取り組み】

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。

また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組んでいきます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修

【研修の様子】



【課題整理総括表研修】



【アセスメント研修】

- (6) 通所介護等通所系サービス事業（二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ）
プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしく活き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

【具体的な取り組み】

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れています。機能訓練では、計画・実施評価を行います。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。
レクリエーション内容：カラオケ・麻雀・オセロ・刺し子
・布巾縫・折り紙等を用意



【自立支援の取り組み
の血圧測定】

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動の受け入れを積極的に行い交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や福祉学習の小学生から高校生の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門・他機関との協力・連携を図り、地域に発信していきます。具体例：健康体操・レクリエーション・福祉用具の使い方・介護技術 介護技術等の講師として出張出前講座に参加することでケアプラザを知るきっかけ作りに取り組みます。



【レクリエーション
活動の折紙グループ】

3 職員の資質向上

法人の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

研修内容：事故予防研修・感染症研修・認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修等



【所内の事故予防研修】

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は、当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に講座の材料費相当分など受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業の見直しを行って予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないよう、前指定期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノーギャラ、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

- 1 三ツ境地区住みよいまちづくり推進委員会と協働し、地域の人々の生活を支え、地域の人が役割を発揮できるグループ「三ツ境サポートーズ」の立ち上げ支援を行いました。生活支援分科会、趣味特技の分科会、地域活動の分科会に分かれ、地域の高齢者を支える新たな取り組みが生まれました。
- 2 宮沢まちづくり委員会では、町内会館すべてに高齢者サロンを開催し、外出が困難な高齢者が身近な場所に集い見守ることができるようケアプラザ事業「みやざわで始めるアクティブ講座」睦・ひばり会館を会場に事業を展開しました。最終回の話し合いで新規高齢者サロン「みやざわ倶楽部」の立ち上げ支援を行い、継続的な活動が進められています。
- 3 保健師と地域活動交流コーディネーターで介護予防ダンスの講座を開き、自主活動へ発展することができました。
- 4 障害者余暇支援「スタイルF」の定期的開催を始めました。特別支援学校や養護学校、就労支援センター、後見的支援室、区の高齢障害支援課など、障害関係の機関・団体と連携し、対象となる当事者への広報を行い、他区からの問い合わせがあるなど、好評を博し開催しています。
- 5 エリア内の認知症キャラバンメイト連絡会を定期的に開催し、サポーター養成講座の企画運営の後方支援を行いました。南瀬谷小学校5年生、南瀬谷中学校2年生、三ツ境小学校6年生を中心に、低年齢の頃から認知症について学ぶ機会を持てるような場を設けました。
また、南瀬谷小学校のPTA、三ツ境小学校の教員、グリーンハイムの敬老会、株式会社アイシマのスタッフ、瀬谷消防署員、瀬谷区役所職員向けにキャラバンメイトと協力して認知症理解講座の開催につなげると同時に、地域包括支援センターの周知も行いました。
- 6 介護者のつどい「いっぷくの会」は実際に介護をされているご家族を対象に、悩みを共有することで共に前向きな介護が行えるよう支援するとともに、家族のレスパイトの場として隔月に開催しました。開催時間や講師等も厳選しケアプラザの全専門職で対応しました。
- 7 エリア内の三ツ境小学校地域防災拠点の防災訓練に参加し、福祉避難所としての役割を住民に周知を進めました。また施設での福祉避難所開設における訓練を実施しました。
- 8 わかりやすい表示を目指し、「障害者用トイレ」の名称を「みんなのトイレ」にするなど、どなたでも利用しやすい表示に変更しました。子育て世代が入りやすいようにおむつ替えベッドを新しくし、利用しやすい環境づくりにつとめ、「あかちゃんの駅」に参加することで、子育て支援の場所であることを周知しています。今後もわかりやすく多世代が利用できる周知に努めます。



9 地域でラジオ体操などが出来る介護予防の場が欲しいという声や閉じこもりがちになっているとの個別課題があり、二ツ橋町や三ツ境在住の担い手に呼びかけ、協議体を設置し、担い手育成「二ツ橋公園サポーター」を進めたのちに二ツ橋公園を会場とした健康づくりの場「二ツ橋公園元気会」を立ち上げました。



(2) 職員配置状況について

平成 28 年度から平成 30 年度までの指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 28 年度から平成 30 年度まで資格要件を満たした適正配置が行えました。

様式3

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市二ツ橋地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,814,650
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	690,915
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,617,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	99,850
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	3,989,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	-690,915
施設使用料相当額 ※2		-1,977,500
合 計		17,017,000

※1 : ①デイサービスあり(二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

②デイサービスなし(二ツ橋第二地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザのみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	[REDACTED]
事務費（税込）	備品費、通信運搬費、研修費等	[REDACTED]
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	20,768,250
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	4,393,000
事業費（税込）	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,017,000
事務費（税込）	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	99,750
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,035,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	-4,393,000
合 計		23,676,000

※4 : ①デイサービスあり (二ツ橋、阿久和、中屋敷、下瀬谷地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

②デイサービスなし (二ツ橋第二地域ケアプラザ)

(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位 : 円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
	合 計	154,000

2 収支予算書

(単位 : 円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内 訳 横浜市支 払想定額	地域ケアプラザ 運営事業 (a)	17,017,000	17,017,000	17,017,000	17,017,000	17,017,000
	生活支援体制 整備事業 (b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
	地域包括支援 センター運営 (c)	23,676,000	23,676,000	23,676,000	23,676,000	23,676,000
	一般介護予防 事業 (d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
	合計 (a) ~ (d)	46,649,000	46,649,000	46,649,000	46,649,000	46,649,000
内 訳 介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,920,000	4,920,000	4,920,000	4,920,000	4,920,000
	居宅介護支援 事業	15,864,000	15,864,000	15,864,000	15,864,000	15,864,000
	通所系サービス 事業	103,033,000	103,033,000	103,033,000	103,033,000	103,033,000
	その他収入	0	0	0	0	0
収入合計 (A)		170,466,000	170,466,000	170,466,000	170,466,000	170,466,000
内 訳	人件費	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000	115,519,000
	事業費	37,181,000	37,181,000	37,181,000	37,181,000	37,181,000

事務費	951,000	951,000	951,000	951,000	951,000
管理費	11,819,000	11,819,000	11,819,000	11,819,000	11,819,000
消費税等	4,996,000	4,996,000	4,996,000	4,996,000	4,996,000
その他	0	0	0	0	0
支出合計（B）	170,466,000	170,466,000	170,466,000	170,466,000	170,466,000
収支（A-B）	0	0	0	0	0

様式 4-1

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会		
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地		
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)		
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター ・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画		
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施		
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	総収入	25, 215, 194, 127	17, 849, 621, 296
	総支出	24, 660, 464, 338	19, 084, 630, 470
	当期収支差額	554, 729, 789	- 1, 235, 009, 174
	次期繰越収支差額	3, 336, 778, 438	2, 101, 769, 264
連絡担当者	【氏名】	【所属】	
	【電話】 045-201-2069	【FAX】 045-201-1661	
	【E-mail】 sisetsu-k@yokohamashakyo.jp		
特記事項			